

内閣参質二二一第三号

令和八年三月六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問に対する答弁書

一について

大正十二年十二月十五日の衆議院予算委員会における御指摘の平沼司法大臣（当時）の答弁の存在については承知している。

二について

お尋ねの「当該答弁」の内容に係る「当時の司法省が組織として把握していた事実」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三及び五について

お尋ねの「検察処分」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらず、その対象となった事件を特定することができないことから、「捜査記録」及び「内部報告」の存否並びにそれらが「事実関係を把握できる記録」に該当するのか否かについてお答えすること

は困難である。

四及び六について

お尋ねの「当該答弁」における「事実認定」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらず、「朝鮮人虐殺の事実」について、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないとの政府の認識に変わりはなく、当該事実についての更なる調査等が必要とは考えていない。